

## 参考資料

### 南丹市旧鶴ヶ岡小学校活用事業者募集について (公募型プロポーザル実施要綱 素案)

南丹市立小学校の再編により、旧鶴ヶ岡小学校は平成 28 年 3 月末をもって閉校となりました。

南丹市では、閉校となった小学校の利活用について、地域の思いを集約するため、旧学区ごとに検討組織を設置し、市職員も参加する中で精力的に検討を進めてきました。

鶴ヶ岡地域では、小学校施設を宿泊・農家レストラン・地域交流ができる施設に生まれ変わらせ、都市と地域住民の交流を通じて地域を知ってもらい、将来の移住を目指した構想を作成されました。(別紙構想のとおり)

市では、民間事業者のノウハウを活かして地域で検討されてきた構想に加え、独自事業による地域の活性化につながる事業計画を民間事業者(以下事業者)から幅広く募集し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定するものです。

#### 1. 公募の概要

##### (1) 事業の名称

南丹市旧鶴ヶ岡小学校活用事業

##### (2) 施設の概要

名称	旧鶴ヶ岡小学校
所在地	南丹市美山町鶴ヶ岡宮ノ前 23 番地 2
アクセス	京都縦貫自動車道 園部 I C 下車 府道 19 号線→府道 368 号線→国道 162 号線(園部 I C より約 40 分) 舞鶴若狭自動車道 小浜 I C 下車 国道 27 号線→国道 162 号線(小浜 I C より約 50 分) J R 嵯峨野線 園部駅または日吉駅下車 南丹市営バスに乗り換え→鶴ヶ岡下車 徒歩 3 分
建物敷地面積	4,969 m <sup>2</sup> ※登記簿面積とは、異なります。
施設概要	○校舎 木造 2 階建 平成 5 年 3 月築 1,807.0 m <sup>2</sup> ※運動場・体育館・プールは、市で管理しますが、提案があれば検討します。
用途地域	都市計画区域外

避難所指定	収容避難所
閉校年	平成 28 年 3 月末
設備状況及び 閉校後の維持管理 状況	①電気 継続（高圧受電設備あり） ②水道 継続 ③排水処理 農業集落排水 ④ガス 継続（プロパンガス） ⑤機械警備 火災警備（総合警備保障） ⑥自家用電気工作物点検 継続実施 ⑦消防設備点検 継続実施 ⑧遊具点検 継続実施 ⑨プール点検 休止 ⑩その他 清掃等施設管理委託（週 3 日）
登記	建物は市有施設のため未登記です。（今後も登記を行う予定はありません。）

### （3）留意事項

#### ①空調について

現状では稼働しますが、定期的な点検等は実施しておりません。

#### ②インターネット等の環境について

公益財団法人南丹市情報センターの回線を利用しています。

- ・インターネット 未加入
- ・テレビ 加入中

一部施設内に、南丹市公衆無線 LAN サービス『Nantan Free Wi-Fi』を整備しています。

## 2. 事業者提案の公募条件

### （1）基本事項

#### ①契約形態

市は、廃校施設の建物を事業者へ貸付けるものとします。

#### ②既存施設の活用

事業者は、既存の施設を活用するものとし、原則として建物（工作物）を解体することはできません。

ただし、事前に市と協議のうえ、許可を得た場合はこの限りではありません。

#### ③費用負担

以下の費用は、全て事業者側の負担とします。

- i) 施設改修（設備設置や備品購入等も含む）に係る費用

- ii) 施設内に存在する事業者が使用しない工作物、立木等の除去などに要する一切の費用（除去する場合は事前に協議するものとする）
- iii) 施設内に存在する使用しない備品の撤去及び廃棄費用
- iv) 利用期間中における破損等（天災によるものも含む。）に係る修繕費用
- v) 貸付期間満了時及び施設等の使用を中止する場合の原状回復費用
- vi) 建物火災保険料
- vii) 光熱水費その他維持管理費用

#### ④法令順守

事業実施に当たっては、建築基準法、消防法、その他の関係法令及び条例を遵守し、法令及び条例等に基づく届け出は事業者自ら行うものとします。

#### ⑤工事時の市内業者の優先

施設改修に必要な工事を実施する場合は、市内業者を優先的に採用してください。

#### ⑥瑕疵担保

市との契約締結後、施設内に隠れた瑕疵があることを発見しても損害賠償の請求若しくはこの契約を解除することはできません。

#### ⑦解除

事業者となること又は事業を継続することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、事業者としての資格を取消し、契約を解除します。この際、事業者が要した一切の費用は、市に請求できないものとします。

#### ⑧地域説明会

当該物件の優先交渉権者は、契約締結までの間に地域住民を対象とした事業内容等の説明会を開催することとし、地域住民の意見を十分に聴取したうえで可能な限り事業計画への反映に努めるものとします。また、地域住民との交流や連携を大切に、良好な信頼関係の形成や周辺住環境への影響に配慮するものとします。

必要に応じて市が地域住民等に対し説明会を行う場合、市から同席を求められた際は、説明会に参加し自らが行う活用事業について必要な説明を行ってください。

#### ⑨市の調査及び報告

市は、契約の履行状況を確認するため、必要に応じて施設の使用状況を調査し、または利用事業者に必要な報告を求めることができるものとします。

## (2) 公募内容

次の事業提案を募集します。

①のみ、②のみ、又は①と②両方の提案も可とします。

①構想を実現する提案（宿泊・レストラン・交流施設を整備）

②新たな事業提案

### (3) 公募スケジュール

募集及び選定のスケジュールは、次の予定です。 ※仮日程

日 程	概 要
令和元年 11 月	募集要項の配布
令和元年 11 月 ～ 12 月	質問受付期間
令和元年 11 月	現地見学会
令和元年 11 月 ～ 12 月	応募登録書類の提出期間
令和元年 12 月	資格審査の結果通知
令和 2 年 1 月 ～ 2 月	提案書類の提出期間
令和 2 年 2 月	一次審査（書類審査）の結果通知
令和 2 年 3 月	二次審査（プレゼンテーション）の実施
令和 2 年 3 月	優先交渉権者の決定
令和 2 年 4 月以降	基本協定の締結 地域説明会の実施 議会の議決 契約締結 施設改修（設計・工事）、事業開始に必要な各種申請、事業の開始

### (4) 選考方法等

- ①事業の優先交渉権者の決定に当たっては、「一般公募型プロポーザル方式」を採用し、審査の結果、最も優れた提案を行った者を、優先交渉権者とします。
- ②優先交渉権者は、本契約前に市と基本協定を締結します。
- ③事業者は市との間で、定期建物賃貸借契約の締結及び必要な手続きを行った後、事業に着手します。

### (5) 地域貢献に関する事項

廃校施設は、教育の場であったとともに、地域のシンボルとしてコミュニティ活動の中心でもあったため、事業提案においては、以下のような地域に貢献できる提案に努めてください。

#### ①地域活性化

廃校施設の利活用により、宿泊・農家レストラン・地域交流施設等に生まれ変わらせ地域活性化への貢献に寄与するもの。

#### ②市内雇用の創出

市内の雇用に積極的に創出し、地方創生の一環として、「ひと」と「しごと」づくりに貢献し、賑わいのある「まち」づくりに寄与するもの。

### ③地元住民の交流

廃校施設を引き続き地域のシンボルとして、地元住民の交流促進に寄与するもの。  
なお、事業運営にあたっては、地元組織との連携を図ること。

### ④防災機能の確保

行政と連携し、災害時における地域の防災機能の確保と、地域住民の安全安心な生活に貢献すること。

なお、市が指定する収容避難所であるため、災害時には、コンピューター室・音楽室と宿直室（同等以上の場所が確保できる場合は、代替案の提案も可）は、避難所として確保するほか、施設内の他の部分についても、災害時の優先利用に協力すること。

## 3. 活用上の制約等

### （１）設備の使用

#### ①上水道及び下水処理

上水道管が引き込まれています。追加で引き込み工事などが必要となる場合は、市上下水道部と協議の上、事業者の責任（費用負担等）により行ってください。上水道に関して不明な点は、市上下水道部に確認してください。

なお、下水処理は、農業集落排水地域となっています。

#### ②電気及び電話

追加で電気及び電話の引き込みが必要となる場合は、供給事業者と協議の上、事業者の責任（費用負担等）により行ってください。

電気及び電話に関して不明な点は、供給事業者（関西電力㈱、NTT 西日本）に確認してください。

#### ③ガス

本施設は、プロパンガスです。使用する場合は、ガス事業者と協議の上、事業者の責任（費用負担等）により行ってください。

ガスに関して不明な点は、ガス事業者（JA京都）に確認してください。

### （２）営業用看板等の施工

営業用看板を設置する場合、あるいは既存建物等の外装に変更を行う場合は、京都府屋外広告物条例、南丹市景観条例に則って施工いただくことになります。

### （３）工作物の取扱い

#### ①敷地内の立木及び記念碑について

敷地内の立木や記念碑は、地域住民にとって思い入れのあるものですので、なるべく残すような活用方法とし、移設する場合は移設費用及び現状復帰費用を事業者

の責任（費用負担等）により行ってください。

除去又は伐採等を予定する場合は、基本協定の締結までに市と協議してください。

#### **（４）景観への配慮**

外装及び内装等工事の計画にあたっては、周囲の地域との調和や景観に配慮したデザインとしてください。

また、南丹市美山町地域は、景観計画区域となっておりますので、外装等の工事を予定する場合は、事前に総務課へご相談ください。

#### **（５）その他の制約等**

関係法令や条例等による制約は、本要項に記載する限りではありません。事業者の責任において、適宜関係法令を所管する窓口に相談・確認していただき、適法となるように提案事業の検討を行ってください。

### **４．貸付に関する事項**

#### **（１）貸付の方法**

市と事業者とは、借地借家法（平成３年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借契約を締結します。

なお、契約締結にあたっては、公正証書によることとします。

#### **（２）貸付期間**

貸付期間は、〇年とします。

#### **（３）貸付価格**

建物の貸付は無償も可とします。

なお、地方自治法第96条の規定により、貸付は適正な対価によることとされているため、市議会の議決が必要となります。

#### **（４）契約費用**

契約に要する費用は、事業者の負担とします。

#### **（５）禁止事項**

次の行為を禁止します。ただし、選定された事業に反しない範囲において、真にやむ得ない理由があるものとして、事前に当市の承諾を受けた場合はこの限りではありません。

①賃借権を移転すること

②選定された事業に反することとなる地上権、質権、使用賃借による権利又は賃借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定をすること

#### (6) 損害賠償及び保険加入

事業者が故意または過失により施設及び附帯設備を損傷したときは、事業者は当市に対し、損害賠償を行うものとします（事前に賠償責任を負う工作物等の範囲を双方で取り決めます）。

また、事業者の責めに帰すべき事由により利用者等の第三者に損害が生じた場合は、事業者が損害賠償を行うものとします。

このため、事業者は、損害賠償責任保険に加入するものとし、契約締結にあたり、保険に加入したことを証する書面の写しを市へ提出してください。（保険の年次更新の際も同様に速やかに市へ写しを提出してください。）

#### (7) 維持管理

①本施設の引き渡し後、貸付範囲の維持管理については、事業者が自己の負担で行うものとします。具体的には、2.（1）.③に記載した費用を想定しています。

②事業者が必要とする修繕については、事前に市の承諾を得た上で、事業者が自己の負担で行うものとします。

③公共施設の維持管理に関する全市的な取り組み（節電、節水等）の依頼を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。

#### (8) 文部科学省の承認

廃校施設の活用に当たり、文部科学省の承認を受ける必要がありますので、契約の始期は承認後となります。（承認に3か月以上期間を要します。）

#### (9) 契約満了時の留意事項

事業者は、定期建物賃貸借契約が満了するまでに、自己の負担で、事業者の所有・管理する構造物などの物件を撤去し、原則として契約前の状態にし、市に返還することとします。ただし、市が現状のままで返還することを承認した部分は除きます。事業者は、造作の買取並びに必要な経費及び有益費の償還等の請求を行うことはできません。

### 5. 応募手続き

#### (1) 応募資格

応募登録者は、次に掲げる資格基準を満たす法人格を有する団体又は複数の団体からなるグループとします。グループによる応募の場合は、全ての構成員が資格基

準を満たすものとします。

#### 【資格基準】

- ①提案施設の設計・建設及び賃貸借期間中に継続して管理運営ができる十分な資金力と経営能力、優れた企画力を有し、かつ、計画の実現について過去の経歴及び実績並びに社会的信用を有する者であること。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ③会社更生法（昭和 22 年法律第 172 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされているものまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- ④南丹市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- ⑤国税、都道府県税または市町村民税を滞納していないもの。
- ⑥役員等（役員（役員として登記または届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）をいう。以下同じ。）が、南丹市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 26 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員または同条第 4 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団関係者」という。）でない者及び役員等が、暴力団関係者と社会的に避難されるべき関係を有する者でないこと。
- ⑦役員等が、無差別大量殺人行為を行った団体の規則に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条の規定による観察処分の対象となっている団体の構成員でないこと。地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 で規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等でないこと。
- ⑧後述する事業者公募審査委員会の審査委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。
- ⑨公募要項の内容及び関係法令を遵守できること。
- ⑩複数の団体からなるグループとして登録する場合は、書面により定め、代表の団体を設定することとし、この代表団体は法人格を有するものとします。ただし、応募登録者の要件を満たさない団体等が含まれるグループは登録不可とします。また、同一の団体等が複数のグループに属して登録すること及び別途単独で登録することは不可とします。

#### （２）募集要項の配布

##### ①配布期間

○年○月○日から○月○日まで

##### ②配布場所



南丹市総務部総務課で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。  
([http:// www.city.nantan.kyoto.jp/](http://www.city.nantan.kyoto.jp/))

### (3) 現地見学会の開催

現地見学会を下記のとおり開催します。現地見学会の内容は主に現地の建物等の状況確認に関すること（カメラ等による撮影可）を予定しています。

#### ① 現地見学会

日 時：○年○月○日（○） ○時○分開始

会 場：旧鶴ヶ岡小学校（南丹市美山町鶴ヶ岡宮ノ前 23 番 2）

その他：当日は、直接会場へ来場ください。

#### ② 申込方法

○月○日（○）までに「現地見学会参加申込書（様式第 1 号）」に担当者の氏名等必要事項を記入の上、メールで申込みください。

なお、現地見学会の参加の有無は、選定に一切影響はないものとします。

### (4) 質疑応答

#### ① 受付期間

○年○月○日から○月○日まで

#### ② 質問方法

「質問書（様式第 2 号）」に質問及び必要事項を記入の上、メールで受付します。電話又は口頭による質問は受付できませんのでご注意ください。

#### ③ 回答方法

質問に対する回答は本ホームページに公表します。受付期間中であっても整理できたものから随時公表する予定です。

単なる意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがあります。

#### ④ 質問の公表に係る留意事項

質問は原文のまま公表しますので、アイデア保護等の観点から公表に支障のある内容についてはご注意ください。

### (5) 応募登録書類の提出

#### ① 提出期間

○年○月○日から○月○日

8 時 30 分から 17 時 15 分まで（土日祝日を除く）

#### ② 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合には、配達日時が確認できる方法とし、事前に郵送提出の旨を市担当

まで連絡してください。

### ③提出先

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地  
南丹市総務部総務課

### ④提出書類

次に掲げる各書類を○部（1部原本、○部写し）提出してください。

グループとして登録する場合は、全ての団体等について書類を提出してください。

書類は、A4 版縦方向長辺（A3 版は A4 版に折込み）としてください。また、インデックスを付けてください。

正本と副本の記載内容が異なることのないように注意してください。

提出書類に押印する印鑑は、全て「法人印鑑証明書」と同一のもの。

(ア) 応募登録申込書（法人：様式第 3 号、グループ：様式第 4 号）

(イ) 応募団体の概要（様式第 5 号）[設立年月日、資本金、従業員数、主たる業務内容、事業経歴及び実績、主要取引先]※他に概要を示す書類・パンフレット等（任意提出）

(ウ) 宣誓書（様式第 6 号）

(エ) 定款、規約その他これらに類する書類（写し）

(オ) 法人登記簿謄本（提出日 3 か月以内に発行されたもの。原本）

(カ) 法人印鑑証明書（提出日 3 か月以内に発行されたもの。原本）

(キ) 国税及び地方税の納税証明書（提出日 3 か月以内に発行されたもの。原本。過年度分を含めて未納がないことを証明するもの。）

※本店等所在の自治体及び税務署で交付されたもの

(ク) 団体等の直近 3 期分の事業報告書（写し）

(ケ) 団体等の直近 3 期分の決算書類（損益計算書、貸借対照表、勘定科目内訳明細書、財産目録その他の法人の財務状況を明らかにする書類）

※登録書類は、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

### ⑤応募資格審査及び結果通知

応募登録申込者は、応募登録書類についての資格審査を経て登録されます。

資格審査結果については、応募登録申込者（グループの場合は代表団体）にメール及び書面で発送します。

### ⑥応募登録の辞退

応募登録者は、登録を辞退することができます。辞退届（様式第 13 号又は様式 14 号）に必要事項を記入の上、持参又は郵送により提出してください。郵送の場合には、事前に連絡してください。

### ⑦公募要項の承諾

応募登録書類の提出をもって本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

## (6) 提案書類の提出（一次審査）

提案書を次のとおり受け付けます。

### ①提出期間

○年○月○日から○月○日まで

8時30分から17時15分まで（土日祝日を除く）

### ②提出方法

持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合には、配達日時が確認できる方法とし、事前に郵送提出の旨を市担当まで連絡してください。

### ③提出先

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47番地

南丹市総務部総務課

### ④提出書類

次に掲げる各書類を○部（1部原本、○部写し）提出してください。

A4版縦方向長辺（A3版はA4版に折込み）としてください。また、インデックスを付けてください。

正本と副本の記載内容が異なることのないように注意してください。

提出書類への押印は、全て法人印鑑証明書を同一のものとしてください。

(ア) 応募申込書（法人：様式第7号、グループ：様式第8号）

(イ) 事業提案書（様式第9号）

(ウ) 資金計画書（様式第10号）

(エ) 収支計画書（様式第11号）

(オ) 参考・補足資料（任意の書式、枚数）

### ⑤一次審査（書類審査）の結果通知

○年○月○日頃にメール及び書面で発送します。

## (7) プレゼンテーションの実施（二次審査）

一次審査を通過した事業者の提案内容について、次によりプレゼンテーションを実施します。

詳細については、事業者へ個別にご連絡します。

### ①日程

○年○年○月（予定）

### ②場所

旧鶴ヶ岡小学校（予定）

### ③内容

i) 事業提案書の内容説明（○分以内）

ii) 質疑応答 (○分程度)

④出席者

説明者 5 人以内

⑤使用機器等

パソコン、プロジェクター等を持参し使用することができます。

持参の際は、事前に総務課まで連絡してください。

⑥失格

欠席または遅刻した者は、失格とします。

⑦その他

準備にあてることができる時間は、5分程度とします。

プレゼンテーションに地域住民も参加し、提案内容を聴取します。

(8) 選定体制

優先交渉権者を選定するための審査は、別に定める「南丹市立小学校利活用事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置します。選定委員会の委員は、外部有識者、地域住民の代表者及び市職員で構成し、委員名は、公正な審査に影響を与える行為を防止するため、明らかにしません。

また、参加した地域住民から提案事業に関する意見を聞き、審査の参考とする予定です。

①審査項目

審査項目は、次のとおりです。

審査項目		審査基準
提案評価	事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域活性化に貢献するか</li><li>・ 市内の雇用を創出するか</li><li>・ 地元住民の交流促進に寄与するか</li><li>・ 事業運営にあたり、地元組織との連携が図れるか</li><li>・ 防災面で市との連携が図れているか</li></ul>
	事業確実性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業計画の具体性、実現性があるか</li><li>・ 事業継続のための方策がとれているか</li><li>・ 法人の過去における事業実績があるか</li><li>・ 法人の財務状況が安定しているか</li><li>・ 事業に係る資金計画及び収支計画が適正か</li></ul>
	貸付価格	

②優先交渉権者の選定

選定委員会による採点の結果、最も高い評点の事業者を優先交渉権者として選定します。

選定結果については、二次審査を実施した応募者に○年○月○日頃書面により通知するとともに、市のホームページで公表します。

なお、審査の結果、優先交渉権者なしとする場合もあります。

#### **(9) 基本協定の締結**

優先交渉権者選定後は、優先交渉権者と市で基本協定を締結し、本契約に向けて協議することとします。

##### **① 事業計画の策定及び事業計画書の提出**

優先交渉権者は、優先交渉権者決定の翌日から1か月以内に、事業計画の基本的事項（活用事業の基本方針、事業運営計画、事業実施スケジュール、施設計画等）、協議項目、課題等を整理した事業計画協議書（任意様式）を提出してください。

事業計画の策定に当たっては、市との協議に誠意を持って、かつ迅速に対応してください。

##### **② 基本協定の締結**

事業計画に基づき、市と優先交渉権者で基本協定の締結を行い、その後定期建物賃貸借契約を締結するものとします。

##### **③ 費用負担**

事業計画協議に必要な書類の作成等に要する費用は、優先交渉権者の負担とします。

#### **(10) 地域説明会の実施**

優先交渉権者は、基本協定締結後、定期建物賃貸借契約を締結するまでの間に地域説明会を実施することとします。

#### **(11) 定期建物賃貸借契約の締結**

基本協定に基づき協議を進めた結果、南丹市・優先交渉権者双方合意に達した場合、市議会の議決及び文部科学省の承認を経て、定期建物賃貸借契約を締結します。

協議の結果双方合意に至らなかった場合、それまでの検討に要した費用等について、当市では一切補償いたしません。

### **6. 失格事項**

次のいずれかに該当する場合、応募事業者は、審査を受ける資格、優先交渉権者となる資格を喪失するものとします。

#### **① 応募資格を満たさなくなった場合**

- ②提出書類に不備または虚偽の記載があった場合
- ③公正な審査に影響を与える行為があった場合
- ④他の応募者の提案を妨害するなど、手続きの遂行に支障をきたす行為があった場合
- ⑤企画、資金調達、設計、工事並びに経営及び管理運営等の業務を遂行するにあたって支障がある場合
- ⑥その他市との信頼関係を損なった場合

## 7. その他の事項

- ①当市が提示する書類及び資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
- ②本業への参加費用、その他費用については、全て応募者の負担とします。
- ③企画提案書等の提出後、これに係る一切の修正等は認めません。ただし、明らかな誤りであって、その修正を市が認めた場合、または、本事業の公正な実施に支障の恐れがある場合等で当市からの指示があったものについては、この限りではありません。
- ④提出書類等は、返却されません。
- ⑤提出書類等に記載された個人情報、本選考に関する事務においてのみ使用し、それ以外には使用しません。
- ⑥提出書類等は、原則として公開いたしません。ただし、選定に係る情報公開請求があった場合には、南丹市情報公開条例の規定に基づき、応募者の承諾を得ずに提出書類等を公開することができるものとします。
- ⑦選定結果及びその審査の内容に関し、応募者からの照会及び評価の経緯及び結果についての異議申し立ては一切応じません。
- ⑧優先交渉権者に選定されたことにより、各種許可等の審査の免除されるものではありません。関係法令、条例等の適用については、事業者自らの責任で関係機関に確認のうえ、適切に対応してください。
- ⑨本要項に定めがない事項については、当事者間での協議の上、決定します。
- ⑩その他、早期に事業が開始できるよう優先交渉権者に対し、協力等を行います。

## 8. 担当、受付窓口

南丹市総務部総務課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地

電 話 0771-68-0002 (直通)

F A X 0771-63-0653

メール [soumuka@city.nantan.lg.jp](mailto:soumuka@city.nantan.lg.jp)